本件事業のうち、「県道富根能代線改築工事（真壁地バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

県道富根能代線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により秋田県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により秋田県が道路管理者であることなどから、起業者である秋田県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、秋田県能代市二ツ井町富根字高清水地内の一般国道７号との交差部を起点とし、途中一級河川米代川水系米代川を横断して同市字豊祥岱地内の一般国道７号との交差部に至る総延長18.2㎞の路線である。

本路線は、地域住民の通勤、通学、通院等の日常生活を支える道路として利用されているほか、日本海沿岸東北自動車道への接続も良好なことなどから、物流を含む広域的な交通処理の役割も担っている。また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき秋田県防災会議が策定した秋田県地域防災計画において、第二次緊急輸送道路に指定されており、地域の防災上も重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間があるほか、交通事故も発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている。

また、冬期間においては、降雪量が多いことから、堆雪による道路幅員の減少により、大型車等のすれ違いに支障をきたすなど、地域の主要な幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

本件事業の完成により、線形等が良好で、冬期間における堆雪幅を有した道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められるとともに、物流の効率化や災害時の緊急輸送道路としての機能向上などにも大きく寄与するものである。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン、ヒシクイ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているハクガン、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、マルタニシ等が確認されている。マガン、ヒシクイ、オオタカ、ハクガンについては、周辺に同様の生息環境が広く存在していることなどから影響は小さいとされている。メダカ、マルタニシについては、起業者は、工事による改変箇所で生息が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌカボタデ、ノダイオウ、オナモミ、準絶滅危惧として掲載されているイトトリゲモ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、北側ルート案（以下「申請案」という。）、南側ルート案、現道拡幅案の３案について検討が行われている。

申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積は多いものの、住家の移転を伴わないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は線形不良区間が存在していること、交通事故も発生していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通等の確保を図る必要があると認められる。

また、沿道の各自治会長からなる「能代市朴瀬地区道路改良促進期成同盟会」から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　秋田県能代市役所

○関東地方整備局告示第三百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年八月二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益社団法人山梨県建設技術センター